

根拠条文	仕様等	省令で定める 手数料 (万円)	
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	102	
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	107	
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	142	
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	148	
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	133	
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	144	
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	154	
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	140	
	床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	150	
	はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	159	
	屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	127	
	法第二条第七号の二の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	100
		非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	107
耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		136	
耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		142	
柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		131	
床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		141	
屋根について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		127	
軒裏について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		100	
軒裏について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		107	
階段について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		127	
法第二条第八号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	100	
	耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	136	
	軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	100	
法第二条第九号の認定に係る評価		42	
法第二条第九号の二の認定に係る評価		94	
法第二十条第一号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	50	
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	81	
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	121	
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	151	
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	201	
	特定天井について安全性を有することを確かめる場合	50	
法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価 (構造の種類ごと)		151	
法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの	60	
	床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの	81	
	床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの	101	
法第二十二条第一項の認定に係る評価		69	

根拠条文	仕様等	省令で定める 手数料（万円）
法第二十三条の認定に係る評価	非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	100
	耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	136
主要構造部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	30
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	45
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	60
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	81
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	101
防火設備に関する法第二十七条題一項の認定に係る評価		94
法第三十条の認定に係る評価		83
法第三十一条第二項の認定に係る評価		40
法第三十七条第二号の認定に係る評価		32
法第六十三条の認定に係る評価		69
法第六十四条の認定に係る評価		94
令第一条第五号の認定に係る評価		65
令第一条第六号の認定に係る評価		65
令第二十条の二第一号ニの認定に係る評価		40
令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る評価		40
令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）		40
令第二十条の七第二項の認定に係る評価		40
令第二十条の七第三項の認定に係る評価		40
令第二十条の七第四項の認定に係る評価		40
令第二十条の八第一項第一号ロ（１）の認定に係る評価		40
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価		40
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）		40
令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価		40
令第二十条の九の認定に係る評価		40
令第二十二條の認定に係る評価		40
令第二十二條の二第二号ロの認定に係る評価		40
令第二十九条の認定に係る評価		40
令第三十条第一項の認定に係る評価		40
令第三十五条第一項の認定に係る評価		81
令第三十九条第三項の認定に係る評価		50
令第四十六条第四項の表一の（八）項の認定に係る評価		141
令第六十七条第一項の認定に係る評価		40
令第六十七条第二項の認定に係る評価		40
令第六十八条第三項の認定に係る評価		40
令第七十条の認定に係る評価		118
令第七十九条第二項の認定に係る評価		40

根拠条文	仕様等	省令で定める 手数料（万円）
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価		40
令第八十条の三第一項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	30
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	45
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	60
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	81
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	101
令第八十条の三第四項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	25
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	40
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	55
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	70
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	86
令第九十条の三第一号の認定に係る評価		26
令第九十条の三第二号ハの認定に係る評価		127
令第一百二十二条第一項の認定に係る評価		98
令第一百二十二条第十四項第一号の認定に係る評価		40
令第一百二十二条第十四項第二号の認定に係る評価		40
令第一百二十二条第十六項の認定に係る評価		40
令第一百三十一条第一項第三号の認定に係る評価		127
令第一百四十二条第五項の認定に係る評価		96
令第一百五十一条第一項第三号ロの認定に係る評価		40
令第一百五十一条の二第一項第四号の認定に係る評価		127
令第二百二十六条の二第二項の認定に係る評価		40
令第二百二十六条の五第二号の認定に係る評価		40
令第二百二十九条の二第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	35
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	50
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	70
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	91
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	101
令第二百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	35
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	50
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	70
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	91
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	111
令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロの認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	115
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	148
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	143
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	150
	軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	115

根拠条文	仕様等	省令で定める 手数料 (万円)
令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の認定に係る評価		100
令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定に係る評価		40
令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る評価	加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	116
	加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	118
	加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	120
令第百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る評価		40
令第百二十九条の二の七第三号の認定に係る評価		40
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価		50
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価		30
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価		40
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価	令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	70
	令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	30
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価		70
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価		50
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価		40
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価		40
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価		40
令第百三十六条の二第一号の認定に係る評価		40
令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価		81
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ（2）の認定に係る評価		81
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価		30
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価		40
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価		40
規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（1）及び（2）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	25
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	35
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	45
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	70
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	101
規則第八条の三の認定に係る評価		141
規則第十一条の二の三第二項第一号	イ 法第二条第九号若しくは第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令百十二条第一項若しくは令百十四条第五項の規定に基づく認定の場合	28
	ロ 令第四十六条第四項の表一の（八）項又は第八条の三の規定に基づく認定の場合	72
	ハ 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合	37